

## 認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日 平成28年3月25日

2. 認定事業者名 第一生命保険株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

第一生命保険株式会社は、明治35年の創業以来、生命保険事業を営んできたが、現在の経営環境は、少子高齢化、販売チャネル・顧客ニーズの多様化など一段と厳しさを増している。

このような中、第一生命グループは、収益の確保と持続的な成長を実現するために、経営資源再配分等の機能を迅速かつ適切に発揮できる組織体制の整備を行い、事業の多様化・複線化をさらに推進していくことが必要と判断しており、平成28年6月下旬に開催予定の第一生命保険株式会社定時株主総会での承認、および関係当局による許認可等を条件として、平成28年10月1日付で会社分割の方法により持株会社体制に移行することとしている。

持株会社体制への移行の下、グループ経営戦略の策定機能と業務執行機能を分離することで、保険持株会社は、全体最適の視点でグループ全体の経営戦略及び目標を定めるとともに、グループ内の経営資源の再配分を行うこととしている。加えて、傘下の各事業会社においては、国内生命保険事業に特化した体制のもと、各社の事業領域に注力し各事業会社の市場に応じた保険商品のより迅速な開発や投入を進めることとしている。

また、持株会社体制への移行を前提として、保険ビジネスとテクノロジーの両面から生命保険事業のイノベーションを創出する取組をグループ横断的な組織により推進し、生命保険業界全体のイノベーションをリードしていくことを目指している。

このように、第一生命グループは、持株会社体制のもと、事業の多様化・複線化の効果を最大限発揮し、グループ全体の経営効率化や、収益性・企業価値のさらなる向上を図ることを事業の目標としている。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上については、平成31年3月期には平成27年3月期との比較において、従業員1人当たり付加価値額を12.9%（第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社及びネオファースト生命保険株式会社合算）向上させることを見込んでいる。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

国内生命保険事業

#### <選定理由>

第一生命保険株式会社は生命保険事業を明治 35 年の創業以来継続している。グループ売上高の大部分を国内における生命保険事業が占めており、今後この事業をさらに成長させ、収益性の向上を図ることがグループの最重要課題であることから、国内生命保険事業を計画対象事業として選定している。

#### ②実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

現在の第一生命保険株式会社は保険持株会社体制のもと、持株会社として、グループ全体の経営戦略及び目標を定めた上で、グループ全体の経営資源を集約し、より収益性の高い事業に重点的にこれを投入することで経営資源の最適配分を実現することとしている。加えて、傘下の各事業会社においては、各事業会社の市場に応じた保険商品のより迅速な開発や投入を進めることとしており、今まで以上に顧客ニーズを踏まえた事業を行うことから、当該事業再編による生産性の向上は、当該事業分野において持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野における過剰供給構造が懸念されるものではなく、さらに不当な保険料の引き上げ等を目指すものではないことから一般消費者および関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

#### (事業の構造の変更)

##### ・会社分割による持株会社体制への移行

第一生命保険株式会社は、保険持株会社として必要な子会社株式等以外の資産、負債その他の権利義務を、平成 28 年 4 月 1 日に子会社として設立する分割準備会社に吸収分割の方法により承継させるとともに、第一生命保険株式会社は「持株会社」に、分割準備会社は「第一生命保険株式会社」にそれぞれ移行する。その結果、現在の第一生命保険株式会社が行っている生命保険事業は、持株会社の子会社としての第一生命保険株式会社を通じて運営されることとなる。

#### <分割会社>

名称：第一生命保険株式会社

(平成 28 年 10 月 1 日付で商号変更し、持株会社に移行する予定)

住所：東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 1 号

代表者の氏名：渡邊 光一郎

資本金：343,146 百万円

#### <承継会社>

名称：第一生命分割準備株式会社

(平成 28 年 4 月 1 日設立予定、平成 28 年 10 月 1 日付で「第一生命保険株式会社」に商号変更予定)

住所：東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 1 号

代表者の氏名：河添 祐司  
分割前の資本金：100 百万円

<分割予定日>

平成 28 年 10 月 1 日

(事業の分野又は方式の変更)

保険持株会社体制への移行に伴い、第一フロンティア生命保険株式会社は、第一生命保険株式会社の生涯設計デザイナーという新たなチャネルを通して第一フロンティア生命保険株式会社の保険商品の販売を行うこととしている。なお、持株会社体制への移行を前提とした上で予備段階としてトライアル販売を開始し体制の整備も進めているところであり、持株会社体制へ移行する平成 28 年度からは全国での販売を開始し、販売量の増大を見込んでいる。また、ネオファースト生命保険株式会社においては、持株会社体制への移行を前提とした上で平成 27 年 8 月に新たに開発した商品を発売し、新たな市場開拓への取組を開始しており、平成 28 年度より通期での保険商品販売が開始するため販売量が增大することを見込んでいる。このような取組を通じ、平成 31 年 3 月期における第一フロンティア生命保険株式会社の生涯設計デザイナーチャネルからの新契約年換算保険料とネオファースト生命保険株式会社の新契約年換算保険料の合算額が、第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社及びネオファースト生命保険株式会社の 3 社合算の新契約年換算保険料の 7.6%とすることを見込んでいる。

(2) 事業再編を行う場所の住所

東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 1 号

第一生命保険株式会社 (平成 28 年 10 月 1 日付で商号変更し、持株会社に移行する予定)

東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 1 号

第一生命分割準備株式会社 (平成 28 年 4 月 1 日設立予定、平成 28 年 10 月 1 日付で「第一生命保険株式会社」に商号変更予定)

東京都品川区大崎二丁目 11-1 大崎ウィズタワー

第一フロンティア生命保険株式会社

東京都品川区大崎二丁目 11-1 大崎ウィズタワー

ネオファースト生命保険株式会社

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

第一生命分割準備株式会社

第一生命保険株式会社が発行済株式の 100%を保有する会社として設立予定であり、産業

競争力強化法第2条第8項の関係事業者（以下、関係事業者）に該当する。

第一フロンティア生命保険株式会社

第一生命保険株式会社が発行済株式の100%を保有しているため、関係事業者に該当する。

ネオファースト生命保険株式会社

第一生命保険株式会社が発行済株式の100%を保有しているため、関係事業者に該当する。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容  
別表のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成28年4月

終了時期：平成31年3月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数（平成28年4月時点）

第一生命保険株式会社	52,169名
第一生命分割準備株式会社	0名
第一フロンティア生命保険株式会社	321名
ネオファースト生命保険株式会社	95名

(2) 事業再編の終了時期の従業員数（平成31年3月時点）

持株会社	214名
第一生命保険株式会社	49,346名
第一フロンティア生命保険株式会社	348名
ネオファースト生命保険株式会社	168名

(3) 事業再編に充てる予定の従業員数

持株会社	214名
第一生命保険株式会社	49,346名
第一フロンティア生命保険株式会社	348名
ネオファースト生命保険株式会社	168名

(4) (3)中、新規に採用される従業員数

持株会社	3名
第一生命保険株式会社	25,863名
第一フロンティア生命保険株式会社	0名

ネオファースト生命保険株式会社 0名

(5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数	311名
うち持株会社	211名
うち第一フロンティア生命保険株式会社	27名
うちネオファースト生命保険株式会社	73名
転籍予定人員数	なし
解雇予定人員数	なし

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし

別表

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>法第2条第11項 第1号の内容</p>		
<p>ル 会社の設立 及び ロ 会社の分割</p>	<p>第一生命保険株式会社は、以下の要領により、第一生命保険株式会社の国内生命保険事業を承継するための第一生命分割準備株式会社を設立し、当該会社による生命保険業免許の取得の後、持株会社としての機能に必要な子会社株式等以外の資産、負債その他の権利義務を、吸収分割の方法により承継させる。</p> <p>(1) 会社の設立 名称：第一生命分割準備株式会社 住所：東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 代表者の氏名：河添 祐司 資本金：100百万円 設立日：平成28年4月1日</p> <p>(2) 会社の分割</p> <p>① 分割会社 名称：第一生命保険株式会社（平成28年10月1日付で商号変更し、持株会社に移行する予定） 住所：東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 代表者の氏名：渡邊 光一郎 資本金：343,146百万円</p> <p>② 承継会社 名称：第一生命分割準備株式会社（平成28年10月1日付で「第一生命保険株式会社」に商号変更予定） 住所：東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 代表者の氏名：河添 祐司 分割前の資本金：100百万円</p> <p>③ 発行する株式を引き受ける者 第一生命保険株式会社</p> <p>④ 分割予定日 平成28年10月1日</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項第1号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第80条第1項第3号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第80条第1項第6号（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）</p>

<p>法第2条第11項 第2号の要件</p>		
<p>イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化</p>	<p>保険持株会社体制への移行に伴い、第一フロンティア生命保険株式会社は、第一生命保険株式会社の生涯設計デザイナーという新たなチャネルを通して第一フロンティア生命保険株式会社の保険商品の販売を行うこととしている。なお、持株会社体制への移行を前提とした上で予備段階としてトライアル販売を開始し体制の整備も進めているところであり、持株会社体制へ移行する平成28年度からは全国での販売を開始し、販売量の増大を見込んでいる。また、ネオファースト生命保険株式会社においては、持株会社体制への移行を前提とした上で平成27年8月に新たに開発した商品を発売し新たな市場開拓への取組を開始しており、平成28年度より通期での保険商品販売を実施し、販売量が増大することを見込んでいる。</p> <p>このような取組を通じ、平成31年3月期における第一フロンティア生命保険株式会社の生涯設計デザイナーチャネルからの新契約年換算保険料とネオファースト生命保険株式会社の新契約年換算保険料の合算額が、第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社及びネオファースト生命保険株式会社の3社合算の新契約年換算保険料の7.6%とすることを見込んでいる。</p>	<p>租税特別措置法第80条（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p>